

Title	大和物語の事と言 : 大和物語雑考(二)
Author(s)	柿本, 奨
Citation	語文. 1974, 32, p. 22-33
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68620
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

大和 物語の 事と言

——大和物語雑考(二)—

柿本

奨

なれば雲は下よりいと多く立ちのぼるやうに見えければ、

白雲の九重に立つ峰なれば大内山といふにぞありける

(三五段)

料による)に、「高き所」というにふさわしくないであろう。伝燈広録(大日本史寺の西側に営まれた御所とか、その南に造営された南御室とかでは、例があるにしても、その仁和寺とか、宇多院が延喜四年三月に仁和ろうが、仁和寺を「西山なる御寺」(源氏物語・若菜上)といったという小話に接すると、「高き所」は「大内山」に相当するのであ

識の介在は窺われないと思う。打聞物語といわれる所以であり、

伊勢物語・大和物語などは、げにある事と聞き侍れば

承する態度が作者の叙述に窺われこそすれ、そらごとを構築する意けられる(例えば七段)が、その場合でも実際にあった事として伝

り物語であったかどうか判別しかねる話が特に無名の人の話に見受「文学的発想」を認める説もあるけれども、賛成できない。本来作大和物語中の実名を挙げた人物に関する小話の若干に虚構という

上於茲敬崇徽号献法皇、時創大内山円堂院料による)に、

いとなると、ますますその感を強くする。 堂院においてかと思われ、他に大内山御堂御創建の記事に出会わな御堂において供養を行われもした(紀略など)。兼輔の拝謁はその円内山に八角御堂円堂院を創建され、同年、また延喜四年三月、その云々とあって、宇多院が落飾した昌泰二年 (元元)に、仁和寺内地大

- 先帝の五のみこのおほんむすめ、一条の君といひて京極のみや人物についても、

り給へり。物心細げにておはします、いとあはれなり。高き所堤の中納言、内の御使にて大内山に院のみかどおはしますに参

ような読み方をするかにかかっている。 就む態度としては従来に変らないが、要は具体的にどの箇所にその り事実の根拠ないし背景を求めつつ読む読み方、即ち、小話に能う限 納される所であるが、逆にそのような読み方、即ち、小話に能う限 かいては間違っていないであろう。この物語の各小話の読みから帰 ついては間違っていないであろう。この物語の各小話の読みから帰 でいるが、逆にそのような読み方、即ち、小話に能う限 のいてはともかく、大和物語に 云々という受容態度は、伊勢物語についてはともかく、大和物語に

でたまて、壹岐の守のめにていますとて、すん所の御もとに候ひ給ひけり。よくもあらぬ事ありて、まか

て往ぬと答へよ(三八段) たまさかにとふ人あらばわたのはら敷きほ(帆・秀)にあげ

の「壹岐の守」に擬すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に擬すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に擬すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に接すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に接すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に接すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に接すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に擬すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に擬すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に擬すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に擬すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に擬すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に接すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に接すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に接すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国の「壹岐の守」に接すべき人としている。

ける(三七段)

また、

特官少と、
お言少と、
で、
で
で
の
と、
で
で
で
と
で
で
と
に
の
と
と
で
で
と
で
で
と
で
の
と
で
と
で
と
で
で
と
で
と
で
と
で
で
と
で
と
で
と
で
と
と
で
で
と
と
で
で
と
と
で
が
と
と
で
が
と
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
と
で
が
が
と
で
が
が
と
で
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
が
<p

の「僧都の君」を、

省略) 出雲守凡河内宿弥弘恒 元大隅守(上ニ四人ノ連名ガアルノハ

なむありし」と語り給ひける。(三二段)て、僧都の君になむ、見せ給ひける、と聞きしかば、かひなくとありければ、顧み給はぬ心ばへなりけり(以上ハサミコミ、とありければ、顧み給はぬ心ばへなりけり(以上ハサミコミ、とありければ、顧み給はぬ心ばへなりけり(以上ハサミコミ、とが下へのをありし」と語り給ひける。(三二段)

上人の中にきこえたりける、「由性」ト傍記)僧都の殿、一部が子のいうせい(稿者云、「由性」ト傍記)僧都の殿林院におはしますべしとありけるに、さもあらざりければ、ねのひしに船岡におはしましたりけるに、其次にとて、雲

(桂宮本叢書「代々御集」中の「亭子院御集」) 春がすみ雲のはやしによりこねば草木もさらに冬ごもりけり

記された由性のほうが、ふさわしいのではないか。初例抄(上)の三日に入滅した延敒も候補者かもしれないが、歌とのつながりの明の点だけならば、字多院に学才を認められ(元亨釈書)、延長六年十一月八日七十四歳で権少僧都に任じ(東寺長者補任)、同年十二月十一月八日七十四歳で権少僧都に任じ(東寺長者補任)、同年十二月十一月八日七十四歳で権少僧都に任じ(東寺長者補任)、同年十二月十四次である。 寛平御集も他の亭子院御集も略とある由性と見てはどうであろう。寛平御集も他の亭子院御集も略

いても同様である。一例を挙げる。ものを、小話は持っている。いうまでもないが、「事」の内容につ可能にする(場合によっては蓋然性の域を脱しきれない事もある)可能にする(場合によっては蓋然性の域を脱しきれない事もある)

立ち寄らむ木のもともなき蔦の身はときはながらに秋ぞ悲し躬恒が院によみて奉りける、

散位凡河内宿弥躬恒、先祖不見 躬恒の官歴は歌仙伝(古今集目録同儀)に、初めに、

き (三三段)

とあり、稿者便宜中略して、

権掾は令外の官で、正八位上よりも下位のはずで、拾芥抄には従八には掾を置いてそれぞれ従七位上、正八位上相当とするから、和泉・少掾を置いてそれぞれ正七位下、従七位上相当とし、上国・中国で終る。和泉は下国、大宝令では下国に掾は置かず、大国には大掾

懐を述ぶ

位下相当とある。

る潮なり(躬恒集) 身をわぶる涙は今もいづみ(出づ・和泉)なる高師の補に満つ

いづみ(泉・和泉国)にて沈み果てぬと思ひしをけふぞあふみによる。日については異伝あり)宇多院石山詣での折、躬恒が、は在任中の詠か。延喜十六年九月二十三日(西本願寺本躬恒集など

(湖・近江国)に浮ぶべらなる(躬恒集)

当時まで、散位であったらしい。作者部類には、泉権掾の任の果てたと思われる延喜十四・五年以後、少くともそのと詠んでいる。「沈み果てぬ」に晩年の感慨が籠るかと思うが、和

淡路権掾、古今集撰者

とあり、淡路掾(右により父親の極官同様権掾)になった事は、

ひきてうへし人はむべこそ老にけれ松のこだかく成にける哉兼輔朝臣のあはたの家にて、 みつねるはぢのまつりごと人の任はてゝのぼりまうできてのころ、

(天福本後撰集一一〇八)

を証とし得る。

十五夜月

淡路にてあは(淡・彼は)と雲居(空ノ意ニ宮中ノ意ヲ響カス) に見し月の近き今宵は所がらかも(躬恒集)

て詠んだのであろう。淡路権掾の任の果てたのは延長二、三年(空) も淡路より帰京してのち、歌才によってであろうか、宮中に召され

われるが、確実には明らかでないにしても、五位に昇った証もない。 記和泉権掾が晩年なら淡路権掾が極官またはそれに近かったかと思 掾」とは釣り合わない。躬恒は淡路権掾の後どれ程在世したか、上 類。尊卑分脈には「従五上」と)のを見ても、「五位」と「淡路権 たか。例えば後撰集詠み人源済は「五位淡路守」であった(作者部 きる記事の最後のようである。淡路も下国ゆえ、やはり八位であっ ― 弐三)であろう。それが躬恒集によって躬恒に関する年次の推定で

用いた源泉資料に既に「五位」と誤っていたか、ではなかろうか。 ったろうに、「五位」と誤読したために左様に記したか、あるいは 如く「散位」とあったのを正しくそのように読んでいれば記さなか を記し、「散位」とは記さない例である。源泉資料に上記歌仙伝の が散位であったと告げる事はあっても、掲出者本人については極官 「散位」の誤読による誤写ではないか。作者部類では、掲出者の父

「散」の草体が「五」に紛わしくなり得る事を思えば、「五位」は

適う解を求めねばならないだろう。 その解は成立し難く、この物語は事実に基づいているなら、事実に 上記の如くであり、八位で五位を望むわけにはいかないだろうから、 昇進の意を寓すると解するのが通説のようであるが、躬恒の官歴が である緑色の袍を、また五位の袍は朱色で、紅葉の秋は、それへの

「立ち寄らむ」の歌については、その「ときは」に六位七位の制

定例叙位の日は年により変動があって正月五日か六日、または七

Ħ 変らぬ官のままで(あるいは依然無官のままで)人並みでなく、こ が、はいかかる木のもともなく紅葉するすべもない蔦に似た私は、 意に、官につき変動なき意を掛けていると見るならば、事実に抵触 もあるが、それは臨時の手直しである。秋は除目の季節、それを躬 の除目の秋は悲しい、の意で、位袍に関係はないように思われる。 しないであろう。一首は、どの蔦も木にまといついて紅葉している 恒は期待していたのではないか。「ときは」は、蔦につき色変らぬ 普通は七日である。秋ではない。稀に除目の折に叙位のある事

大和物語に語る「事」が、歌や地に関し他書にも見えて、互いに

異伝関係になる場合がある。

ろん〜山踏みしたまて、おこなひ給ひけり。(下略、 みかどおりる給ひてまたの年の秋、御くしおろし給ひて、とこ

泰元年に当るが、紀略や大鏡流布本には昌泰二年十月入道とあり、 年も季節も相違する。大鏡古本には、 において、宇多帝の退位は寛平九年であるから、「またの年」は昌

とあり、その四月十日は紀略などに何の記事もなく、何かの取違え 伝承した誤か、明らかでなく、前者とは言いきれず、年に関しては いては誤としか言いようはないだろうが、大和物語に発する誤か、 とも思えない。大和物語のは、つまり誤伝であり、特に「秋」につ 昌泰元年戊午四月十日、御出家せさせ給ふ。

①あはれてふ人もあるべく武蔵野の草とだにこそ生ふべかりけ 亭子のみかどに右京のかみのよみて奉りたりける、 大鏡古本系の伝えを受けた誤と見られよう。

②しぐれのみ降る山里の木のしたはをる人からやもりすぎぬら む(下略、三二段)

いか。亭子院御集に、 も取れるだろう。②は不遇を歎く意としか取りようがないのではな ①は地の文を捨てて歌だけ見ると、知遇を求める意とも求愛の意と

げむの命婦まいらせける、

(3)あはれてふ人もやあるとむさしの」くさとだにこそをふべかり

似しぐれのみふるやまざとのこのしたはもる我とこやもらずある

(5)わくらばにまれなる人のたまくらはゆめかとのみぞおぼめかれ かねみちの少将のむすめ

続後撰集恋歌三(八四八)に

亭子院に奉りける

分明でない。代々御集中の亭子院御集は右に同じく、寛平御集には 能ではあろうが、似については問題があろう。下の句が乱れて意が の歌などにも見えるが、 ここでは触れない。) 上述の如くそれも可 と見え、③⑥は本物語に対して異伝で、詠み人の関係もあってか、 一視同仁を願う求愛の意と受取ったらしい。(類似した事は三〇段 (6)あはれてふ人もやあると武蔵野の草とだにこそなるべかりけれ

はどうにもならない。⑸は「御返(り)」とあり、 それと同じ歌が

「もるひとのみやもらすはあるらん」とあって、それもそのままで

新勅撰集恋歌四(九三一)に

亭子院に奉りける、

滕原恒興女

伝えの確かさが思われるのではないか。 ④とは異伝関係にあるが、①②のほうが無難であって、大和物語の い。④についてのそのような難点は、②には見られない。⑴②と⑶ の内容は、院が監のもとに通われる事を前提としていて穏やかでな には見えないと考えられる。(4)は(3)と一体であろう。とすると、(4) るらしく、(4)5)は懸歌返歌の関係になく、(5)に対応する懸歌はここ 意に不分明な点がありながら「逢はぬ思ひ」を訴える女性の詠であ として入るのを見合せると、仏は亭子院の歌になりそうだが、仏は

て」と、このわらはに宣はせければ、汗衫の袖に、螢をとらへ え知りたまはざりけり。螢の飛びありきけるを、「かれとらへ なむ、この男宮をいとめでたしと思ひかけ奉りたりけるをも、 桂のみこに式部卿宮すみ給ひける時、その宮に候ひけるうなゐ

て包みて、御覧ぜさすとて、聞えさせける、 つゝめ(包・秘)ども隠れぬものは夏虫の身よりあまれる思

ひ(オモひ・火)なりけり(四○段)

この歌を後撰集夏(二〇九)に収めて、 の袖に包みて、 桂のみこの、「螢を捕へて」といひ侍りければ、童の、かざみ

後撰集の条に、 と詞書する。異伝である。それを伝えて古来風体抄(再撰本)は、

桂のみこの、 つゝめども隠れぬものは夏虫の身よりあまれる思ひなりけり 「螢を取りて」と侍りければ、 狩衣の袖に包みて、 うなゐ **童男也**

の待るなるこそ、いと見苦しく。
と待りけるに、汗衫の袖に包みて奉るとてよめる、ともいへり。と待りけるに、汗衫の袖に包みて奉るとてよめる、ともいへり。の童女の男みこを思ひかけ申して、男みこの、「螢を取りて」又一説には、桂のみこに式部卿のみこ住み給ひけるを、かの宮又一説には、桂のみこに式部卿のみこ住み給ひけるを、かの宮

り台旁とするのは当然でもあろう。後撰集天福本には「桂のみこ」する事になるのは当然でもあろう。後撰集天福本には「桂のみこ」あろうが、後撰集の如くば、 歌意より見て、「うなゐ」を童男と解とする。「一説」は大和物語またはそれと同様の伝えによったので

敦慶親王也、見大和物語

と注する。その意は、「桂のみこ」が誤で、正しくは敦慶親王であるべきを指摘するのであろうが、その考慮なくして童男説に不審を抱いた人の中から童女説が出、それに伴って桂のみこ即ち敦慶親王とに至ったのであろう。上記天福本の注記は桂のみこ即ち敦慶親王とに至ったのであろう。上記天福本の注記は桂のみこ即ち敦慶親王とい得ない。親王は延長八年薨)のを思えば、そのような男性説が出るが得ない。親王は延長八年薨)のを思えば、そのような男性説が出るが得ない。親王は延長八年薨)のを思えば、そのような男性説が出るが得ない。親王は延長八年薨)のを思えば、そのような男性説が出ると、

し(二○段)ひさかたの空なる月の身なりせばゆくとも見えで君は見てま

らか。もしもそうなら、それをひとり為家本が欠くのは単純な欠脱の地の文、特に「よばひ」のあたりに投影しているのではないだろ

いだろう。 いだろう。 ではないかと臆測がのびるが、立証し難い域にはいるようなので、 この問題には立入らずにおくが)、本段もまた伝えの確かさを思わ にも訛伝なので触れずにおくが)、本段もまた伝えの確かさを思わ にも訛伝なので触れずにおくが)、本段もまた伝えの確かさを思わ にも訛伝なので触れずにおくが)、本段もまた伝えの確かさを思わ にも訛伝なので触れずにおくが)、本段もまた伝えの確かさを思わ にも訛伝なので触れずにおくが見える事を認めなければならな ではなく、それを具える他本はその箇所に関して汚染されているの

にいひおこせたる、平中、閑院の御に絶えてのち、程経て逢ひたりけり。さてのち

女、返し、うちとけて君は寝つらむ我はしも露のおきゐて恋に明かしつ

て(四六段) 白露のおきふし誰を恋ひつらむ我は聞きおはずいそのかみに

「さてのちに」は逢った翌朝の謂ではないだろう。「うちとけて」の歌の内容から見ても、「やよひのついたちより忍びに人に物らいの歌の内容から見ても、「やよひのついたちより忍びに人に物らいの歌の内容から見ても、「やよひのついたちより忍びに人に物らいの歌の内容から見ても、「やよひのついたちより忍びに人に物らいの歌の内容から見ても、「やよひのついたちより忍びに人に物らいの歌の内容から見ても、「やよひのついたちょり忍びに人に物らいの歌の内容から見ても、「やよひのついたちょり忍びに人に物らいの歌の内容から見ても、「やよひのついたちょり忍びに人に物らいの歌の内容から見ても、「やよひのついたちょり忍びに人に物らいの歌の内容から見ても、「やよひのついたちょり忍びに人に物らいの歌の内容から見ても、「やよひのついたちょり忍びに人に物らいの歌の内容から見ているようで、平中察した。「されている」というにはないだろう。「うちとけて」の歌の内容から見ていたないだろう。「うちとけて」の歌の内容からに、だいたちょり忍がにないだろう。「うちとけて」の歌の内容からにいたというにはいたちょうにないだろう。「うちとけて」の歌の内容からにはいたないだらいた。

平中の歌が新千載集恋歌四(一五一〇)に、

28

平中物語に、として見える。作歌事情については本物語と同様の伝えであろうが、

とめて、かくなむ。さてその頃久しくいかざりければ、男いとほしがりて、まだつ

あたるに、もて来たりける、 といひたるに、この女は、夜一夜物をのみ思ひ明かしてながめらちとけて君は寝ぬらむ我はしも露とおきゐて思ひ明かしつ

とあるのとは、細部において異伝関係になるだろう。そこでは平中この女の住みける所をぞ、いそのかみとはいひける。白露のおきゐて誰を恋ひつらむ我は聞きおはずいその上にて

大和物語では一旦逢った事を前提にして「うちとけて」の歌にな歌から当然察せられる事でもあり、不可欠という程ではないだろう。という意味では「逢ひての恋」と同様の趣である。「まだつとめて」という意味では「逢ひての恋」と同様の趣である。「まだつとめて」という意味では「逢ひての恋」と同様の趣である。「まだつとめて」という意味では「逢ひての恋」と同様の趣である。「まだつとめて」という意味では「逢ひての恋」と同様の趣である。「まだつとめて」という意味では「逢ひての歌になるだろう。そこでは平中とあるのとは、細部において異伝関係になるだろう。そこでは平中とあるのとは、細部において異伝関係になるだろう。そこでは平中とあるのとは、細部において異伝関係になるだろう。

二句は女を冷淡と見ている意に受取れかねない。そう受取るのは、

っているが、その前提を平中物語では設けていない。そのため、初

ていると言えないであろうか。ここでも大和物語の叙述の周到さに見抜いた心憎い男になっていて、一層奥行きのある人物表現になっらしただけと分る事になるのだが、大和物語では平中は女の心底をに反する、平中もことばの上で「うちとけて」云々といって女をじ下文「夜一夜物をのみ思ひ明かしてながめゐたるに」に至って事実

とれも内のおほむ、接する思いがする。

ぬるものにぞありける(五二段)わたつうみの深き心はおきながらうらみ(浦ヲ響カス)られ

季吟の抄は、「これも、はじめの歌と、をなじ時にや」という。「はでめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に苦情を述べた歌を贈じめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に苦情を述べた歌を贈じめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に苦情を述べた歌を贈じめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に活情を述べた歌を贈じめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に活情を述べた歌を贈じめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に活情を述べた歌を贈じめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に古情を述べた歌を贈じめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に古情を述べた歌を贈じめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に古情を述べた歌を贈じめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に古情を述べた歌を贈じめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に古情を述べた歌を贈じめいてもまった。

容は前段を知らなくては分らないようになっていて、内閣文庫蔵大云々とある話を季吟の抄や現代の注書は独立させているが、その内段)

和物語が前段に含ませているのは頷けるが、これはそれと同様とは

霍公鳥をきこしめて、 必ずしもいえないと思う。代々御集中の亭子院御集に、

「ぞ」ヲ補ウ)わびしかりける(印わたつみのふかきこゝろとしりながらうらみらるゝぞ(稿者)

(2)おほ空をわたる春日のかげなれやよそにのみしてのどけかるら

ありける (3)つくるなるはしとしる/~)うらむればおもひながらをいふにぞ

ける (4)くれなゐのやしほの衣かくしあらばおもひしらずぞあるべかり

葉のうらみやは(稿者「は」ヲ補ウ)する(5)ひとごとのたのみがたき(傍記「さ」)はなにはなるあしのうら

のころもなにゝそめけむ(のかしほ(寛平御集「やしほ」)

る。それはともかく、この七首の中には①の如く「恨む恋」でないる。それはともかく、この七首の中には①の如く「恨む恋」でない、(7)は続古今集に雑下に入れているごとく取扱って適当かと思われて、(7)は統古今集に雑下に入れているごとく取扱って適当かと思われ、(5)は「恨む恋」の歌であるが、延喜御集には、その詞書は細字書入れの形で末尾に「イ」と付記するよしである(桂宮本叢は細字書入れの形で末尾に「イ」と付記するよしである(桂宮本叢は細字書入れの形で末尾に「イ」と付記するよしである(桂宮本叢は細字書入れの形で末尾に「イ」と付記するよしである(桂宮本叢は細字書入れの形で末尾に「イ」と付記するよしである(桂宮本叢は細字書入れの形で末尾に「イ」と付記するよりである(桂宮本叢は細字書入れの形で末尾に「イ」と付記するより、②(4)の一次の一次の指摘は省略する。とあり、(2)中である。

味があるといえるだろう。 味があるといえるだろう。 味があるといえるだろう。 まもあり、(7)の如く雑の歌もあって、一様でないが、(1)-(6)は広く 味があるといえるだろう。 まさには一個の歌を見た場合は、本段を前段と別の作歌だろう。 までは、本のは、本段を前段と別の作歌をとより抄などの受取り方を否定するわけではない。但し第二・第一をとより抄などの受取り方を否定するわけではない。(3)を収め変の歌といえようし、(7)の如く雑の歌もあって、一様でないが、(1)-(6)は広く味があるといえるだろう。

以上の如き事柄から導き出せると思われる事は、本物語に誤伝もは上ののである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定できると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定では、またないのではない。

人え知らず。(四五段) 人え知らず。(四五段) 大の親の心はやみにあらねども子を思ふ道にまよひぬるかな 大の親の心はやみにあらねども子を思ふ道にまよひぬるかな 大の親の心はやみにあらねどによみて奉り給ひける、 ひ歎き給ひけり。さて、みかどによみて奉り給ひける、 の中納言の君、十三のみこの母みやすむ所を内に奉り給ひけ

が残らぬようであるが、兼輔の悩みは延長二年(三三)章明親王誕生たの女御更衣を挙げている。桑子入内の時はいつであったか、記録ない事ではなかろうか。醍醐帝については一代要記や籐中抄はあまとあるのも考慮に入れて察するに、懐妊の兆があれば案ずる必要のとあるのも考慮に入れて察するに、懐妊の兆があれば案ずる必要のとあるのも考慮に入れて察するに、懐妊の光があれば案ずる必要のとあるのも考慮に入れて察するに、懐妊の光があれば案ずる必要のとあるのも考慮に入れて察するに、懐妊の時は、無輔が「思章明親王、「母みやすむ所」は醍醐東衣桑子、兼輔女。兼輔が「思章明親王、「母母を持ている。

所についての苦しい胸中を訴え、帝寵を乞う事にもなっている。体を読み了えた所で心象の闇の意を含むと受取れよう。一首は御息体を読み了えた所で心象の闇の意を含むと受取れよう。一首は御息「やみ」は上から読んできた時には物象だけの闇であるが、一首全「やみ」は上から読んできた時には物象だけの闇であるが、一首全が第二句の「闇」に対応すると判明した時に、心理の意に対応してが第二句の「闇」に対応すると判明した時に、心理の意に対応してが第二句の「闇」に対応すると判明した時に、心理の意とが第二句の言とが第二句の言との句は、親の心即ち闇、ではないという。「道に迷ふ」は子の事をの句は、親の心即ち闇、ではないという。「道に迷ふ」は子の事を

以前の事ではないかと思われる。その歌の「やみ」は夜の暗闇。上

たびの後、酔ひにのりて、子どもの上など申しけるついでに、となき人二三人ばかりとどめて、まらうど・あるじ、酒あまたてまかりて、事終りて、これかれまかりあかれけるに、やむご太政大臣の、左大将にて、すまひの還饗し待りける日、中将に

この歌は後撰集雑一(一一〇三)に、

任じてより、延長五年正月十二日に五十一歳で権中納言に任ずるまであったのは、延喜十九年正月二十八日に四十二歳で左近権中将にと詞書し、歌の結句を「まどひぬるかな」として入る。兼輔が中将

では、この歌の詠時の上限は延喜十九年(元三)で、下限は延長二年、というよりは、相撲の罿饗は八月であるから、延長元年(元三)といってよいだろう。延喜二十年は相撲は停止になったので、延喜十九年、二十一年、二十二年、延長元年のいずれかの八月の詠作であろう。「太政大臣」は忠平であって、延喜十三年四月十五日に左大将ら、「太政大臣」は忠平であって、延喜十三年四月十五日に左大将ら、「太政大臣」は忠平であって、延喜十三年四月十五日に左大将に任じてより、極声といる。正というよりは、相撲の罿饗は八月であるから、延長元年(八月十四日に売ずるまでであった。即ち、後撰集の伝えでの期間であって、その間左権中将であった。即ち、後撰集の伝えに任じてより天暦三年八月十四日に売ずるまでであった。

九記云(略)仰云、延木廿一年、吾不参、宰相中将兼輔奏左相

あろうか。その年の還養の日は記録に見えないようである。 大所引吏部記)。兼輔は延喜二十一年(三一)を有力候補と見てはどうでの忠平であり、相撲の節に欠席した忠平に代って兼輔が左の相撲文の忠平であり、相撲の節に欠席した忠平に代って兼輔が左の相撲文の忠平であり、相撲の節に欠席した忠平に代って兼輔が左の相撲文の忠平であって「やむごとなき人二三人ばかり」の中に入ったのではそれもあって「やむごとなき人二三人ばかり」の中に入ったのではそれもあって、後代、宰相中将の奏例となっている(政事要略二十云々とあって、後代、宰相中将の奏例となっている(政事要略二十云々とあって、後代、宰相中将の奏例となっている(政事要略二十二五々とあって、後代、宰相中将の奏例とないようである。

なお、紀略(延喜二十一年)に、

に関りがあるのではないか。兼輔集歌仙本に、て女御ではない。その点にまず不審がある。さて、塙説は左の記事て女御ではない。その点にまず不審がある。さて、塙説は左の記事って桑子の卒去を掲げる。が、一代要記によれば桑子は更衣であって桑子の卒去を掲げる。が、一代要記によれば桑子は更衣であって桑子の卒去を掲げる。が、一代要記によれば桑子は東藤原桑子四字、桑とあり、国史大系頭注に、「塙先生曰、空欠当填藤原桑子四字、桑とあり、国史大系頭注に、「塙先生曰、空欠当填藤原桑子四字、桑とありがあるのではないか。兼輔集歌仙本に、

せいい 柱の御息所、おほやけに参らせ給ふこと遅しとて恨みさせ

恨むべき程ならなくに郭公五月待つ間の年にぞあるらしとあり、その詞書の意は分りにくく、歌の下の句の「五月」を卒去をあり、その詞書の意は分りにくく、歌の下の句の「五月」を卒去をあり、その詞書の意は分りにくく、歌の下の句の「五月」を卒去とあるがよへりごとおそくきせの言のおほやけに申させ給ふことあるがよへりごとおそくきせい。

とあり、歌の下の句が、

とあって、少し分りよくなる。歌仙本の「年」は「ね(=音)」の誤五月待つまのねにこそあるらし

読によるらしい。西本願寺本には、

恨み給ひければ、かつらの御息所なにごとにか奏せ給ひて、返事おそしとて

の句は桂宮本叢書の如き句の誤、というふうに、単純な誤写として味が分りにくいが、歌仙本の初句は西本願寺本の如き句の誤で、下とあって、下の句が大きく異なる。類従本も同儀である。それも意つゝむべきほどならなくに時鳥いかゞしてかはふる声のする

説明がつくだろうから、

つゝむべき程ならなくに郭公五月待つ間のねにこそあるらして「桂の宮」は字多皇女孚子内親王の事であって、その人を「桂の御息所」とは呼べない。どちらかが誤であろうが、歌には男女間の情の屈折が籠るように見えるので、むしろ「桂の宮」が「桂の御息所」とは呼べない。どちらかが誤であろうが、歌には男女間の情の屈折が籠るように見えるので、むしろ「桂の宮」が「桂野親王―十世王(紹連録)の娘の事である紀。略の「楓御息所」は下カツラノ御息所」と読めようから同じ人かもしれないが、十分立「カツラノ御息所」と読めようから同じ人かもしれないが、十分立「カツラノ御息所」と読めようから同じ人かもしれないが、十分立「カツラノ御息所」と読めようから同じ人かもしれないが、歌には野親王一十世王(紹連録)の娘の事である紀、本の歌なら本書に、といる。

兼輔集には、また、

子のかなしきなど、人のいふところにて(西本願寺本・類従本) 子のかなしきなど、人のいふところにて(西本願寺本・類従本) 子のかなしきなど、人のいふところにて(西本願寺本・類従本) 子のかなしきなど、人のいふところにて(西本願寺本・類従本) 子のかなしきなど、人のいふところにて(西本願寺本・類従本) 子のかなしきなど、人のいふところにて(西本願寺本・類従本) とと認めねばならず、虚構と見なす理由はないであろう。

Ξ

のトリミングのしかた、その枠の内の世界の形成、そこに語り手の 話の中には比較的首尾を具えたものもあるが、そうでないものもあ ろう。他の一つは回小宇宙の形成である(大阪教育大学紀要17)。小 上述の諸段の中では三五・四五・四六の諸段にそれが見られるであ は、叙述に払われた配慮の周到さに思いが致される(学大国文9)。 すべての小話においていえる事とは限らないが、そのような小話で れを見定める事が歌を解く鍵になる場合があるという事で、それは である。即ち、歌の理解に関る要語が地の中に含められていて、そ の点を顕著な要点と考えて指摘してきた。一つはイイ地と歌との照応 れる所であり、就中心の形成の配慮については私はこれまでに二つ と見てよいであろうから、①②は伝承者(=語り手)の用意の窺わ 付加する(虚構でなく)などの事もあるだろう。作者も伝承者の内 するには当然種々な配慮が払われているはずで、物語らしく細部を りの地も、少くとも骨格は所与のものであろうが、②本物語に形成 承の歌の中からいかなる歌を選んで取上げるかにあっただろう。語 いる。歌は作者にとって所与のものであるから、作者の用意は⑴伝 大和物語前半の小話では歌に重点を置いている事は既にいわれて 通観してどの小話も彫刻でいうトルソーに当ると思われ、現実

伊勢守もろみち(衆望)のむすめをたゞあきら(正明)の中将

ほかならぬと思うのであるが、ここには②の川に関する一つの例を いると思われ、その「言」に加えて「事」の受容が作者への接近に はこの物語の「言」であり、そこにこの物語の伝承者が姿を見せて 話の配列のしかたであり、そこでは伝承者は編集者になる。 存在が見られよう。そしてさらに伝承者の用意の窺われるのは(3)小

取上げてみる事にする。

呼び出でて語らひて、あしたによみておこせたりける、 の君にあはせたりける時に、そこなりけるうなゐを右京のかみ 白露のおくを待つまの朝顔は見ずぞなか~~あるべかりける (三九段)

でなく、開花を促すものとしていうと思われる。 「白露」は、はかないものの譬えにする事もあるが、ここではそれ 今六帖第六·朝顔) 朝顔は朝露おきて咲くといへど夕影にこそ咲きまさりけれ(古

子(小白川といる所は)に、 するとは見ない。下の句は、逢わずにいるほうがよかった、あまり と照応すると見る。そこがこの歌を解する要点ではなかろうか。そ ではないと思うので省略する。その上の句が参考になるだろう。従 柿本集にも見え、本により歌句に小異はあるが、当面問題にする程 原歌たる万葉集巻十(二一○四)の歌には第二句 にいたいけで不便なことをした、というのであろう。新勅撰集恋三 れで意味が充足しているようなので、「朝顔」に少女の朝の顔を寓 る。その「朝顔」が地の「うなゐ」、即ち逢うには少し早すぎる少女 って、露の置くのを待っている間の朝顔は開花に近い莟の情態であ (八二二)に「題しらず 源宗于朝臣」として同じ歌が入る。枕草 「朝顔おひて」。

さて、その二十日あまりに、中納言(=義懐)、法師になり給ひ りや。「おくを待つまの」とだにいふべくもあらぬ御ありさま にこそ見え給ひしか。 にしこそ、あはれなりしか。桜など散りぬるも、なほ世の常な

(1) (2) (3)

の」と朝顔のはかなさをいう歌があるが、その短い盛りにさえたと とあって、注者はこの歌を引歌と見、意を解いて、「おくを待つま

るのではなかろうか。 くこれからという三十歳の若さで義懐が世を捨てた事を惜しんでい は、引歌の本来の意を用いて、盛時を目前にしてとすらいえない全 出したあたりは盛りの短さを惜しんでいると思われるが、引歌の所 る前、未成熟の意でいうと思われる。枕草子の場合、桜を引合いに であるが、本物語では、短くはかない盛りの意ではなく、盛りに至

かれる。

えられない程はかない義懐のお栄えとお見えになった、とするよう

ところで、その上の句は為家本の独自本文であって、他の諸本が、 置く露の程をも待たぬ朝顔は

も待たずにしぼんでしまう朝顔は、と解く。少女の情態に適合しな いのではないか。それだけ為家本が良質の本文だという事になろう。 に作るのと対立する。それを用いた注書は、露の置くわずかな間を

> 文の素姓に関する重さを持つもののようである。為家本に私は心惹 を比べるなら、天福本のほうがやや少いであろうが、これなどは本 を非と考えるわけにはゆかぬ一証ともなるだろう。単に欠陥の多寡 ら、為家本独自本文の中には欠陥を含むものがあるにせよ、すべて そして枕草子の引歌や新勅撰集所収歌はそれに一致しているのだか

までの諸段に材料を求めた。 (付記)本稿は昭和四十八年度文部省科学研究賃(総合)による研究の一部である。

四十九年三月発行見込)に続き、主として本物語三一段より六〇段

以上は「大和物語雑考(一)」(大阪大学教養部研究集録22・昭和

(本学教授)